

25 核管六第 076 号
平成 26 年 3 月 7 日

原子力規制庁放射線防護対策部
原子力防災政策課長 殿

公益財団法人核物質管理センター
六ヶ所保障措置センター
所 長

六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画の軽易な変更について

原子力規制委員会及び内閣官房の組織変更に伴い、六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画について軽易な変更を行ったので、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）：原子力規制委員会」に基づきご連絡致します。

記

1. 変更の内容

- 1) 別図－3 特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図の「(内閣安全保障、危機管理担当)」を「(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当))」に、「原子力規制庁原子力防災課」を「原子力規制庁原子力防災政策課」に変更する。
- 2) 別図－4 運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図の「原子力規制庁原子力防災課」を「原子力規制庁原子力防災政策課」に変更する。

2. 添付資料

別紙「六ヶ所保障措置センター原子力事業者防災業務計画 新旧対照表」

以上

修正前	修正後	理由
別図－３ 特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図 管理課長又は六ヶ所事故対策本部 ※ 内閣総理大臣 (内閣府原子力災害対策担当室) ※ 原子力規制委員会 (原子力規制庁緊急時対応センター) ※ (青森県知事) 青森県 原子力安全対策課 ※ (六ヶ所村長) 六ヶ所村 原子力対策課 内閣官房 (内閣情報調査室) <u>【内閣安全保障・危機管理担当】</u> 内閣府 (政策統括官付) 原子力災害対策本部 (注 3) 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (注 3) (オフサイトセンター) ※ 原子力規制庁原子力防災課 (原子力規制庁緊急時対応センター) 原子力規制庁保障措置室 原子力規制庁六ヶ所保障措置センター ※ 原子力防災専門官 (原子力規制庁六ヶ所原子力規制事務所) 青森県 警察本部 野辺地警察署 青森県原子力センター安全監視課 八戸海上保安部 北部上北広域事務組合消防本部 六ヶ所消防署 むつ労働基準監督署 日本原燃株式会社 注 1) 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認 注 2) ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 注 3) 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先 23	別図－３ 特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図 管理課長又は六ヶ所事故対策本部 ※ 内閣総理大臣 (内閣府原子力災害対策担当室) ※ 原子力規制委員会 (原子力規制庁緊急時対応センター) ※ (青森県知事) 青森県 原子力安全対策課 ※ (六ヶ所村長) 六ヶ所村 原子力対策課 内閣官房 (内閣情報調査室) <u>【内閣官房副長官補 (内閣事態対処・危機管理担当)】</u> 内閣府 (政策統括官付) 原子力災害対策本部 (注 3) 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会 (注 3) (オフサイトセンター) ※ 原子力規制庁原子力防災政策課 (原子力規制庁緊急時対応センター) 原子力規制庁保障措置室 原子力規制庁六ヶ所保障措置センター ※ 原子力防災専門官 (原子力規制庁六ヶ所原子力規制事務所) 青森県 警察本部 野辺地警察署 青森県原子力センター安全監視課 八戸海上保安部 北部上北広域事務組合消防本部 六ヶ所消防署 むつ労働基準監督署 日本原燃株式会社 注 1) 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認 注 2) ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 注 3) 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先 23	・ 内閣官房の組織変更に伴う見直し ・ 原子力規制委員会の組織変更に伴う見直し

修正前	修正後	理由
別図－４ 運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図 注１） 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認 注２） 運搬実施責任者からの第１報は電話による 注３） ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 注４） 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先	別図－４ 運搬時の特定事象等発生時の外部機関通報・連絡系統図 注１） 太線枠はファクシミリ送信後、電話で確認 注２） 運搬実施責任者からの第１報は電話による 注３） ※は警戒事象が発生した場合の通報・連絡先 注４） 原子力緊急事態宣言発令後追加情報連絡先	・ 原子力規制委員会の組織変更に伴う見直し